

## 「ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例」の改正案について

### 1 趣旨

介護予防と生活支援事業を行うための手数料について、適切にサービスを提供するための利用者費用負担の観点から、引き上げを実施します。

#### ◆手数料改定内容

- ・配食サービス事業（食事の提供行う事業）の手数料について

1食につき 200 円を 300 円に【増額】

- ・除雪サービス事業（住宅周辺の除雪を行う事業）の手数料について

障害のある高齢一人暮らし・夫婦世帯 1時間（1人）につき 100 円を 500 円に【増額】

収入基準額以下の高齢者のみの世帯 1時間（1人）につき 500 円を 1,000 円に【増額】

（令和9年度にかけて段階的に実施します。）